

1 . 総説

1.1 目的

本手引きは、港湾工事に伴う濁りの拡散影響予測手法を体系的にとりまとめたものである。したがって、港湾工事（浚渫等）の実施を行う際における環境影響評価や施工計画立案のための技術資料とするものである。

【解説】

- (1) 本手引きは、港湾工事に伴う浚渫工事や土砂投入工事、地盤改良工事による濁りの拡散を予測する際に、参考とできる情報を取りまとめたものであり、合理的な環境影響評価・港湾整備の施工計画立案に資することを目的としたものである。
- (2) 本手引きにおいては、濁り発生原単位など、濁り予測を検討するに当たって必要となる情報をできる限り多く提供できるよう配慮してとりまとめているが、統一された値や手法を限定的に定めたものではないことに留意する必要がある。
- (3) 本手引きの利用にあたっては、予測対象とする工種や海域の特性を十分に勘案して、それぞれのケースに応じて、事業者の判断のもと、必要な情報を選定する必要があることに留意しなければならない。
- (4) なお、本手引きは現在の知見及び技術をもとに作成しているため、技術水準の向上、関係法令の改廃等に応じて改訂を行うことを前提としている。

1.2 適用範囲

本手引きの適用範囲は、港湾工事に伴う濁りの発生量の計算及び濁りの拡散状況を予測する手法に関する事項とする。

【解説】

- (1) 本手引きは、港湾工事に伴う濁りの発生量の計算及び濁りの拡散状況を予測する手法についてとりまとめたものである。
- (2) 生物への影響等の濁りの評価については、本手引きにおいてとりまとめていないが、資料編に示した参考図書等に考え方が示されているので、参考とされたい。
- (3) ダイオキシン類に汚染された底質や「指定水底土砂、特定水底土砂など」の除去工事による影響については、本手引きでのとりまとめ対象としていないが、底質中のダイオキシン類が環境基準値を超える場合の調査、工事、モニタリング等の考え方は、「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針（改訂版）、平成15年12月、国土交通省港湾局」において示されており、また「指定水底土砂、特定水底土砂など」については、「底質の処理・処分等に関する指針、平成14年8月、環境省」において示されているので、そちらを参照されたい。

1.3 濁りとは

本手引きで用いる「濁り」とは、港湾工事に伴って、水底土砂や工事用材などの土砂が原因となって発生する濁りを総称するものとする。

【解説】

(1) 濁りの影響

水の濁りは、魚介類の生息への影響や水中照度の低下による水生植物等の生育への影響、海水浴など人と自然との触れ合い活動への影響など、海域環境において種々の影響を及ぼす可能性が考えられるものである。

(2) 濁りとは

本手引きで用いる「濁り」とは、港湾工事に伴って、水底土砂や工事用材などの土砂が原因となって発生する濁りを総称するものとしており、海面に浮遊するごみ等は含まないこととする。

(3) 本手引きで対象とする濁り

一般に水中の濁りは、海洋調査において、濁度や浮遊物質量(SS)として測定されるが、港湾工事に伴う土砂による濁りは、浮遊物質量(SS)として定量的に把握できるものであることから、本手引きにおいて対象とする濁りは浮遊物質量(SS)と同義とする。

1.4 濁りの発生要因となる工事

本手引きで対象とする濁りの発生要因となる工事は、港湾工事のうち浚渫工事、土砂投入工事等の濁りを発生する可能性の考えられる工事とする。

【解説】

(1) 濁りの発生要因となる工事の種類

港湾工事のうち、濁りを発生する可能性が予測される工事は、以下に区分するとおりとする。

- ・浚渫工事(床掘、岩盤浚渫に必要な砕岩を含む。また、撤去工のうちの盛上がり土撤去工なども含む。)
- ・土砂投入工事(覆砂工、養浜工、捨石工、裏込工、裏埋工、中詰土砂投入工を含む)
- ・地盤改良工事(サンドコンパクションパイル工 等)